

生前贈与や遺言では

できないニーズに対応！！

新しい「相続」のカタチ

～ 民事信託の相続への活用法 ～

日程：平成27年 5月14日（木）

時間：13時30分～15時 00分

場所：高崎市緑町1-2-2 YKビル 3F
ーセミナールームにてー

参加費
無料



- ・ 民事信託を使うと相続はうまくいくの？
- ・ 民事信託はどんな手続きでできるの？
- ・ 信託銀行を使うほど財産はないのだけど？
- ・ 認知症の事前対策としての活用方法は？



講師： 岡住事務所
岡住貞宏（司法書士・行政書士）

法律の改正により、信託がとても使いやすくなりました！
「民事信託」を使うと、これまで生前贈与や遺言では
できなかった相続のニーズに応えることができます。
相続対策を考えている方にオススメです。

★ 民事信託とは★

財産の所有者（委託者）が信頼できる親族
など（受託者）に財産を預け、その利益を
別の親族など（受益者）が受けるしくみ

お問合せは ➡ TEL:027-364-2022(代) FAX:027-364-2077

〒370-0073 高崎市緑町1-2-2 YKビル2F

..... き り と り せ ん
セミナー参加申込書（平成27年5月14日 木曜日）

お申込み期限 5月7日(木) 総務部まで

※複数人で申込の場合は、代表者のお名前・お電話番号と同伴される方のお名前を記入して下さい。

氏 名	お電話番号	同伴者名